

「クロレラ・機能性植物研究会」会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「クロレラ・機能性植物研究会 (Society for Chlorella and Functional Plants Research)」と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、北海道医療大学内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本会は、クロレラをはじめとする機能性植物全般に関する基礎的、臨床的な調査・研究を支援、推進、実践し、蓄積した研究成果を広く発信することにより、学術の発展並びに健康長寿社会の構築に寄与することを目的とする。また、会員相互の連携と親睦並びに国際的交流を達成することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 原則として年1回の研究集会の開催
- (2) 機能性植物に関する研究資料の収集、講演会、セミナー等の学術活動
- (3) 印刷物の刊行
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (種類)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的および事業を賛助する個人または団体
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学部生および大学院生 (ただし社会人入学者を除く。入会に当たっては本会役員を紹介があること。)

第6条 (会費)

正会員の会費は年額 3,000 円、賛助会員の会費は年額一口 50,000 円 (一口以上) とし、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に申し込む。また、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。学生会員の会費は無料とする。

第7条 (会員の資格喪失)

会員は、以下に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 理由なく2年以上引き続いて会費を滞納したとき
- (4) 理事会が除名処分にする等、不相当と認めたとき

第8条 (退会)

会員が本会を退会しようとするときには、理由を付して退会届を事務局に提出しなけれ

ばならない。

第4章 役員等

第9条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 1名

第10条（会長の職務）

- 1. 会長は、本会を代表する。
- 2. 会長は、理事会の議を経て選任する。
- 3. 会長は、理事会を組織し、本会の事業目的に係る事項について議決し、執行する。
- 4. 会長の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。

第11条（理事の職務）

- 1. 理事は、会長を補佐し、研究集会を開催する。
- 2. 理事は、会長、理事、正会員の推薦により、理事会の議を経て決定する。
- 3. 理事の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。

第12条（監事の職務）

- 1. 監事は、本会の財産の状況を監査し、理事会にて財産状況の報告を行う。
- 2. 監事は、会長、理事の推薦により、理事会の議を経て決定する。
- 3. 監事の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。

第13条（顧問）

- 1. 本会に顧問を若干名置くことができる。
- 2. 顧問は、機能性植物の研究分野に精通し、本会の目的達成のために協力いただける者で、委嘱にあたっては理事会の議を経て決定する。
- 3. 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4. 顧問の任期は、特に定めない。

第5章 事務局

第14条（事務局の職務）

- 1. 事務局は、本会の運営と会計を担当し、毎会計年度開始前に会長の指示に基づき、事業計画および収支予算を編成する。
- 2. 事務局・担当者の委嘱については、理事会の承認を得る。

第6章 理事会

第15条（理事会の構成等）

- 1. 理事会は、会長、理事、監事および事務局で構成され、議長は、会長が行う。
- 2. 理事会は本会の議決機関として、原則年1回開催する。また、議決事項によっては、会長の発議により持ち回り決議を行うことができる。
- 3. 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4. 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、書面をもってあらかじめ

め賛否の意思を表示した者、または委任状を提出した者は、出席者とみなす。

第16条（理事会の議決事項）

1. 事業計画および収支予算、事業報告および収支決算の承認
2. 役員の推薦、変更
3. 会則の変更
4. 必要に応じ入会希望者の審査
5. 会員資格、その他事業目的に係ること
6. 会の解散、その他会の運営に関わる重要事項

第7章 会計

第17条（収支）

1. 本会の収支は、会費収入、事業に伴う収入、寄附金およびその他の費用をもって支弁する。
2. 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、事業報告書および会員の異動状況書とともに事務局が作成する。
3. 余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

本会則は、平成29年12月10日から施行する。